

マイナンバーカードを

健康保険証として利用できます

令和3年10月から、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになっています。

手続きは簡単で、マイナンバーカードを取得した後、「マイナポータル」というウェブサイト、またはセブン銀行のATM（現金自動預け払い機）で申し込みができます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると…

①就職・転職・引っ越しをしても、ずっと健康保険証として使うことができます

②窓口で限度額以上の医療費の一時支払いが不要になります

③マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報を閲覧できます

④同意すれば、特定健診などのデータを医師などと共有し、より効果的な医療を受けることができます

⑤マイナポータルから
イータックス
e-taxに連動し、確定申告の医療費控除が簡単になります



マイナンバーカードのお問い合わせ

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索



マイナンバーカードと健康保険証の一体化の申し込みや、利用可能な医療機関について



厚生労働省ウェブサイト
(マイナンバー・健康保険証関連)

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、よくある質問など



デジタル庁ウェブサイト
(マイナンバー関連)

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

音声ガイダンスに従って、知りたい情報の番号を選択してください。

- 1番：マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード
- 2番：マイナンバーカードの紛失・盗難
- 3番：マイナンバー制度・法人番号
- 4番：マイナポータル
- 5番：マイナポイント第2弾
- 6番：公金受取口座登録制度

受付時間 平日は午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝休日は午前9時30分～午後5時30分

※1番・5番は、年末年始を含む平日、土・日曜日、祝休日ともに午前9時30分～午後8時に受け付けます。

※マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。